

第8回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和3年2月25日(木)午後1時53分
閉 会 令和3年2月25日(木)午後2時13分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 15番 千金楽 千 詠 委員 17番 志 水 清 隆 委員
12番 市 川 耕 作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 筒 井 敏 彦 委員 | 2番 松 村 昌 治 委員 |
| 4番 菊 池 伸 明 委員 | 6番 石 川 孝 治 委員 |
| | 8番 住 崎 岩 衛 委員 |
| 9番 小 林 茂 委員 | 10番 大 室 正 行 委員 |
| 12番 市 川 耕 作 委員 | 13番 澤 井 正 委員 |
| 14番 伊 藤 久 夫 委員 | 15番 千金楽 千 詠 委員 |
| 17番 志 水 清 隆 委員 | 18番 榎 本 重 雄 委員 |

4 欠席委員

- 7番 平 田 佳 子 委員

5 出席を要さない委員

- | | |
|----------------|------------------|
| 3番 堀 江 甚 貴 委員 | 5番 高 木 一 郎 委員 |
| 11番 小 牧 直 子 委員 | 16番 岡 田 正 宏 委員 |
| 19番 石 坂 成 雄 委員 | 20番 戸 井 田 昭 次 委員 |

6 議 長

- 12番 市 川 耕 作 委員(会長)

7 事務局(説明員)

- 小柴靖也局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について（農地法第3条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について
 - (2) 2月度の活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

午後 1 時 5 3 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、第 8 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席委員さんが少なくなるように農業経営部会の委員さんと土地利用部会の正副部長さんにお集まりいただいておりますが、平田委員さんより都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、15 番、千金楽委員さん、17 番、志水委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は事前にお配りして、お読みいただいていると思いますので省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。申請件数は 1 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、農地の権利移転許可申請について、農地法第 3 条関係。

第 1 項、譲受人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、37 平方メートルで、所有権の移転でございます。申請日は令和 3 年 1 月 14 日。4 の譲受人又はその世帯員が所有権等を有する農地の状況は 8,116 平方メートル。5 の譲受人又はその世帯員が権利を取得した後の農地の状況は 8,153 平方メートルとなっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。なお、当該地の東に太線で囲まれている農地は譲受人の父親が所有しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、農地の権利移転許可申請につ

いて、農地法第3条関係。

第1項、の現地確認は市川会長さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、本件は相続に伴っての売却です。2ページの案内図を見ていただくと分かるのですが、当該地東側に接している農地がありまして、そこは譲受人の世帯で所有していますので、問題はありません。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

はい、ご意見等がないようなので、第1項は許可することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、588平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年1月14日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は第1号議題、第1項と同様、市川会長さんをお願いしています。

第2項、譲受人は立川市羽衣町〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇の〇、〇〇、〇〇の合計3筆、513.51平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年1月26日、転用の目的は建売住宅5棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は緑町〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、422平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年2月1日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は堀江委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計8筆、483.77平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年2月1日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小牧委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は第1号議題、第1項と同様市川会長さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「2月16日に現地確認を行い、適正に管理されて、問題はありません。」との連絡をいただいております。

第4項の現地の確認は小牧委員さんをお願いしていましたが、委員さんも本日出席しておりませんので、第3項と同様、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「2月8日に現地確認を行いました、現地は既に4棟に区画されておりました。問題ありません。」との連絡をいただいております。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。譲渡人は第1号議題と同じで、相続に伴う売却なのでやむを得ないと思います。

第2項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） はい、見に行った時には枯草が生えており、何の手も加わっていない状況でした。問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、第3項第4項は事務局報告のとおりです。

第1項から第4項まで何かございますか。（「異議なし」の声）

ないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。本件は〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

（菊池委員退席）

○議長（市川委員） それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いしま

す。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は宮町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は新町〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、府中町〇の〇の〇〇、〇の〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計12筆、畑、2,463平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております、「2月16日に現地確認を行い、新町、府中町とも適正に管理されて、問題はありません。」との連絡をいただいております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、現地確認については事務局報告のとおりです。

他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、本件は証明することといたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで、少々お待ちください。

（〇〇委員着席）

○議長（市川委員） 〇〇委員さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項は主たる従事者の故障による申請となります。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、農業の主たる従事者とも南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は南町〇の〇〇の〇から〇〇の合計11筆、田、2,200平方メートル。

2から4ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書、農業に従事することを不可能にさせる故障の認定通知書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、2月20日に現地を確認してきました。本人は80過ぎの方で、ご主人が亡くなってから一人で耕作していました。当該地は田んぼで稲を刈り取りきれいになっていました。年齢からみてやむを得ないと思います。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようなので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年1月30日から令和3年1月19日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市貫井南町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、新町〇の〇〇の〇、〇の一部の合計2筆、畑、3,095.20平方メートル。

第2項、次の者が平成30年3月6日から令和3年1月20日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、2,495.91平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成30年3月2日から令和3年1月24日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、片町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、片町〇の〇〇の〇、〇、〇、美好町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇の合計8筆、畑、

2, 728.58平方メートル。

第4項、次の者が平成30年3月24日から令和3年1月27日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、矢崎町〇の〇〇の〇の合計10筆、田と畑を合わせて5,353.20平方メートル。

3ページから5ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、植木、野菜等を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

7ページから9ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

11ページから14ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、かき、くり等を生産しています。

15、16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

17ページから20ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、さといも等を生産しています。

21、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は高木委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいております。「1月28日に現地確認を行い、その時は野菜を収穫した後の片づけ中でした。その後、2月13日に行った時には片付けも終わり、きれいになっていました。問題はありません。」との連絡をいただいております。

第3項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願

ます。

○議長（市川委員） はい、第1項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、ここは植木畑になっていまして、きれいになっていました。問題ありません。

○議長（市川委員） 第2項は先ほど事務局から報告があったとおりです。第3項、住崎委員さん如何ですか。

○委員（住崎委員） はい、当該地の3箇所とも果実が植えてありました。2月2日に行ったところ草が茂っていましたが、〇〇さんに指導しました。20日に再度行ったところ耕運機を使いきれいになっていたので、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第4項、小林委員さん如何ですか。

○委員（住崎委員） はい、2月20日に現地の確認に行きました。南町6丁目と1丁目は全部水田です。矢崎町は畑で何れもきれいに管理されています。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第1項から第4項まで、委員の皆さまからご意見等ありますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

次に、8「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事務局からの説明は省略して、ご質問等があればお願いします。

まず（1）生産緑地地区の制限解除について」ですが何かありますか。（「異議なし」の声）

はい、次に（2）「2月度活動報告について」ですが何かありますか。（「異議なし」の声）

はい、次に（3）の「次回の総会開催日」ですが、3月は23日、火曜日、午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（4）のその他ですが、委員さんからありますか。

（…）

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、会長、本日お配りしている特定生産緑地移行進捗状況について若干説明させていただきます。

現在、公園緑地課において3月末を期限として生産緑地をお持ちの方に、特定生産緑地への移行の希望調査を行っています。そこで期限も迫ってきましたので、現段階での進捗状況を公園緑地課の資料を基に作成し、皆さまにお配りしました。

表の見方ですが、一番上の多磨町で説明しますと、13名の方に調査表をお配りし、特定生産緑地への移行をする方が11名、移行せずに30年たった段階で解除の方向の方が1名、お持ちの生産緑地の内、一部を特定生産緑地へ移行し、残りは移行せずに30年たった段階で解除の方向の方が1名、未申請の方は無となっていて回収率は100パーセントでございます。

府中市全体の数字は下から2行目となりまして、まだ未申請の方が42名います。回収率が87パーセントとなっていて、ただ今、その方々に対して公園緑地課が一人一人訪問し、漏れがないようにしているところです。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、ご質問等ございますか。

○委員（伊藤委員） はい、私の担当地区で未申請の方がいますが、誰が出していないか調査し督促等行う必要がありますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、その件は先ほど申し上げたように公園緑地課が一人一人訪問し、漏れがないようにしていますので、個別に依頼のない限り行わなくてよいと思います。

○議長（市川委員） いずれにしろ、知らなかったとか書類をなくしたとかして、未申請になっている方が出ないように、機会があれば支部長さんと協力していただければと思っています。よろしくお願いします。

その他、皆さんからありますか。

(…)

特に無いようでしたら、本日の議題は全て終了となりますので、「第8回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。次回も出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後2時13分閉会